

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出元の市区町村の役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容	(注) 担当窓口	
18歳以下のこどもがいる方				
母子健康手帳	現在妊娠中の方 及び乳幼児がおられる方	住所変更届が必要ですので、 <u>母子健康手帳</u> をご持参ください。 (妊娠中の方は今お使いの妊婦検診受診券をお持ちください。)	1階 19番	保健福祉課 (健康推進) (06) 6694-9882
予防接種手帳		お済みでない予防接種の予診票をお渡ししますので、 <u>母子健康手帳</u> をご持参ください。		
児童扶養手当	児童扶養手当認定中の方	児童扶養手当の手続きが必要です。 必要な書類は、担当までお問い合わせください。	2階 26番	保健福祉課 (保健福祉) (06) 6694-9857
児童手当	中学3年生終了までの児童を養育されている方	転入の日から15日以内に手続きが必要です。 請求者(生計中心者)の <u>健康保険証、振込口座のわかるもの(通帳等)、請求者・配偶者のマイナンバーのわかるもの</u> をご持参ください。		
保育所	保育所入所希望の方	保育所への入所を希望されている方は、担当までお問い合わせください。	2階 26番	保健福祉課 (保健福祉) (06) 6694-9831 6694-9855
就学 〔小学校〕 〔中学校〕	校区が変更となる方	通学していた学校で転退学の手続きを行い、その際に発行される <u>在学証明書</u> をご持参ください。	3階 34番	教育文化課 (教育) (06) 6694-9964
70歳以上の方				
敬老優待乗車証	区役所窓口で手続きできる方	本市の他の福祉的措置(障がいのある方の無料パス等の制度)を受けている方を除きます。 <u>カラーの顔写真</u> (縦4.5cm×横3.5cm)、 <u>本人確認できるもの</u> (運転免許証等)が必要です。 必ずご本人がお手続きにお越し下さい。	2階 27番	保健福祉課 〔高齢者支援〕 〔介護保険〕 (06) 6694-9859